

概要

○福島県双葉郡川内村は南北に阿武隈山地が広がる中山間地域で、村の一部が原発から半径20km圏内のため、原発事故当時は**全村避難を余儀なくされた**。

○平成26年に一部避難指示が解除され、営農再開に向けて進み出した際に、村では**目玉となる新たな品目の導入**を模索していた。農業普及所では、育苗後のハウスが活用されていないことに着目し、ぶどうなら育苗の妨げにならず栽培可能と分析。「**新たな産地づくり**」と「**ぶどうを主たる経営品目の1つとする**」といった目標を掲げ、育苗期間後のハウスを活用したぶどう栽培を提案した。

○平成27年から関係機関と協力し、**実証ほの設置・運営支援、組合設立支援**、ほ場巡回や指導会による**栽培管理支援、品評会開催支援**など導入推進を行った。

○その結果、令和5年度までに周辺町村に技術が波及し、双葉郡全域で**生産者数は73名に増加、面積は140aに達した**。また、水稻の単一経営であった生産者がぶどうを導入し、経営改善が図られた。

具体的な成果

1. 生産規模の拡大

■生産者確保→組織の立ち上げ（平成28年）

・生産者13名で「**川内ハウスブドウ生産組合**」設立

■生産者、生産面積の増加

平成27年に川内村に実証ほ設置→周辺町村に波及

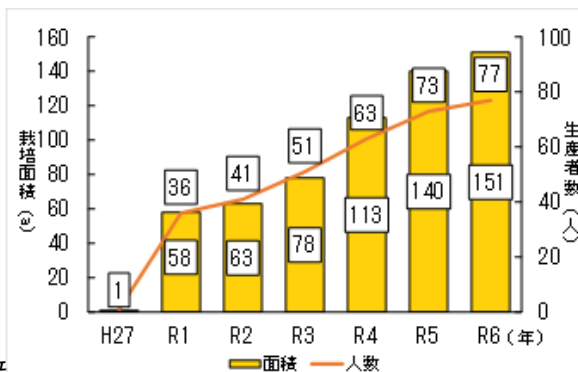
・生産者数：**平成27年 1名→令和5年 73名**

・生産面積：**平成27年 1a→令和5年 140a**

■経営改善効果

・水稻（18ha）の単一経営者が2.5aのハウスぶどうを栽培

農業所得：**導入前100（基準値）→導入後109**



双葉郡内におけるハウスぶどう生産推移

普及指導員の活動

平成26年

■ 避難指示解除後の川内村で**育苗ハウスを活用したぶどう栽培を村に提案**。

平成27年

■ **ハウスぶどう栽培技術の実証ほを設置**し、生育状況を調査。課題を把握し、県農業総合センター果樹研究所等と改善策を検討。

■ 村内生産者に対して**栽培説明会、定植指導会**を実施。

平成28年～現在

■ **生産者組織設立を支援**し、生産者13名（12人+1法人）で「**川内村ハウスブドウ生産組合**」が設立される。

■ **栽培指導会、個別巡回**により技術定着を図った。

令和2年

■ ハウスぶどう栽培を推進した結果、生産が**川内村から双葉郡全域に波及**。これを受けて、福島さくら農業協同組合内に「**園芸生産部果樹専門部会**」が設立され、市場出荷が開始される。

令和4年～現在

■ 高品質果実生産を推進するため「**川内村ぶどう品評会**」の開催を村に提案。第2回以降も村内の行事として定着。

普及指導員だからできたこと

- ・栽培経験者が村内にいなかったため、**関係機関と協力体制**をとり、**専門的な知見を生かしながら導入を推進**した。
- ・導入後は個別巡回を定期的に行い、**地域に根ざした指導を実施**した。

福島県

川内村における新規品目の産地化を目指した ハウスぶどう生産の取組

活動期間：平成 27 ～（継続中）

1. 取組の背景

福島県川内村は、双葉郡の中西部に位置し、南北に阿武隈高地が連なる中山間地域である。村の一部が福島第一原発から半径 20km 圏内に含まれ、原発事故当時は全村避難を余儀なくされた。

平成 26 年に一部、28 年には全域で避難指示が解除され、水稻を中心としてソバ、野菜等による営農の再開も進んだが、主産品目であった米の価格が低下していたため、経営の柱となる収益性の高い園芸品目など導入できないか模索していた。

そこで、当普及所では、営農再開に伴い再整備された水稻育苗ハウスが育苗終了後には活用されていないことに着目し、ハウス内でのぶどう栽培を提案した。ぶどうはハウスの端に苗木を定植し、上部の棚に枝を這わせて栽培するため、育苗の邪魔にならず、栽培管理時期が重ならないといった利点があった。「新たな産地づくり」と「ぶどうを主たる経営品目の 1 つとする」といった目標を掲げ、段階を踏みながら活動を展開した。

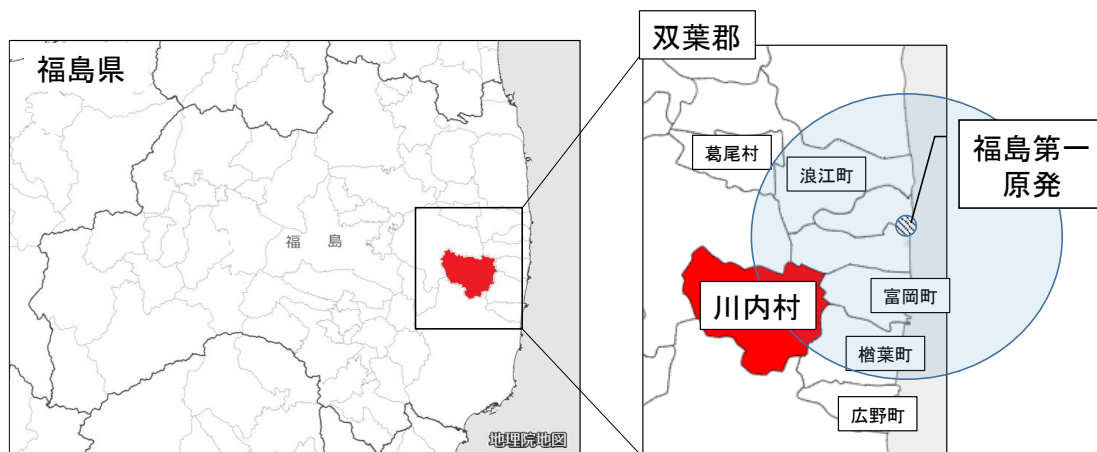


図 1 双葉農業普及所管内（円は原発から半径 20km 圏内）

2. 活動内容（詳細）

（1）活動体制の構築と栽培技術の実証、生産者確保

川内村にはぶどう栽培経験者がいなかった。そこで、普及所では平成 27 年に村役場、JA、県農業総合センター果樹研究所との調整を図り、事業推進、資材調達、実証栽培支援など役割分担し、栽培を始めるための支援を行う体制づくりを進めた。同時に、栽培実証を行うための実証ほを設置した。定期的に巡回して生育状況を確認し、果樹研究所と協力して調査を行った。問題が発生した際は果樹研究所と原因の把握し、解決に努めた。

平成 27 年度末には、役場を通して村内の農家全員に声をかけて実証栽培報告会、定植・栽培説明会を開催し、生産意欲の醸成を図り、栽培希望者を募った。ハウス等は営農再開支援事業を活用して導入を推進した。

(2) 生産者組織の立ち上げと栽培技術の定着

生産者の確保が進んできたところで、次の段階へ活動を進めた。平成 28 年度から組織化を図るため、「栽培を始めたい！」と手を挙げた生産者と村役場、J A、普及所で設立へ向けた座談会を設け、組合設立への合意形成を図った。

また、同年から生産者の技術定着を図るため、栽培指導会の開催と個別巡回を実施した。指導会で管理計画を確認（P）し、生産者が自園地で栽培管理から収穫を实践（D）。収穫物の品質を確認し（C）、反省会で今年度の振り返りと次年度に向けた対策を検討（A）するという形で、生産者が自ら P D C A サイクルを回していけるように技術支援を行った。経験が浅い生産者がほとんどなので、普及所で巡回しながら技術支援を随時行った。

(3) 高品質化と生産規模拡大

ハウスぶどう栽培は、平成 30 年までに川内村から双葉郡内全域に拡大し、令和 2 年には J A「園芸生産部果樹専門部会」が設立された。それまで地場売りや直売所出荷が中心であったが、市場出荷を進めるに当たり、更なる規模拡大、高品質化が必要となった。1～3 年目までの生産者を重点対象として細やかな技術指導を行い、川内村と連携して「川内村ぶどう品評会」を開催し、高品質果実の生産意欲醸成を図った。また、初心者講座の開催による新規生産者の確保や、早期成園化技術である根圏制御栽培導入推進により産地としての規模拡大を進めた。



図 2 組合設立に向けた座談会



図 3 栽培指導会の実施

3. 具体的な成果（詳細）

(1) 生産規模の拡大

平成 27 年から栽培実証に取り組み、報告会、定植・栽培管理説明会を行ったところ、平成 28 年には十数名の生産者を確保できた。

また、生産者と関係機関とともに話し合いを進め、平成 28 年 7 月に生産者 13 名（12 名＋1 法人）で「川内村ハウスブドウ生産組合」が設立され、情報交換や視察研修会など、組織的に活動する体制が整った。重要な管理が必要な時期に指導会を開催し、生産者が主体的に栽培管理を進められる

よう支援したことで、ぶどう栽培の知見がなかった所から、年間を通した栽培管理が自ら栽培管理を行えるようになった。

さらに、規模拡大に向けた取組を進めた結果、ハウスぶどう栽培は川内村から双葉郡内全域に波及、拡大した。生産面積と生産者数は年ごとに増加し、実証ほを設置した1戸から始まったハウスぶどう生産は令和5年度までに73戸まで増加、面積は合計140aに達した。現在も「新しく植えたい」「ハウスを増設してさらに増やしたい」という希望者がおり、今後も生産者数と面積の増加が見込まれる。

(2) ハウスブドウ栽培導入による経営改善効果

水稻（18ha）の単一経営であった経営体において、ぶどうを2.5a導入したところ、成木化した5年後に所得が約1割増加させることが出来た。令和5年には5aまで生産を拡大し、今後も所得増加が見込まれる。また、ぶどう栽培専用のハウスを建て、経営の主品目とする生産者も出てきている。

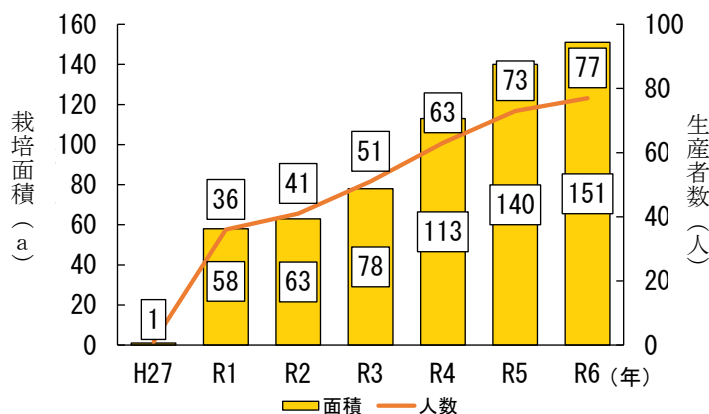


図4 双葉郡内におけるハウスぶどう生産推移



図5 ブドウ品評会

4. 農家等からの評価・コメント（川内村A氏）

川内村でぶどうが作れるなんて思ってもいなかった。直売所などに出荷するとすぐに売れてしまうため、出荷量を増やそうと令和5年に面積を増加した。周りの農家も興味を持っており、今後も生産者が増えていくと思う。

5. 普及指導員のコメント（福島県相双農林事務所双葉農業普及所 主査 滝田雄基）

東日本大震災及び原発事故後の川内村における新たな特産品とすることを目標に、双葉農業普及所ではハウスぶどう栽培を推進してきた。ハウスぶどう栽培は川内村から双葉郡内全域に波及し、生産者が右肩上がりに増えている。今後も新規に栽培を開始する生産者が増える見込みであるため、巡回指導などの支援を強化しながら推進を進めていく。

6. 現状・今後の展開等

双葉地域をぶどうの一大産地へと成長させるために、新規栽培者の掘り起こしと早期成園化・省力化技術の導入推進を図り栽培規模の拡大を目指す。加えて、指導会開催による技術の平準化、品評会開催による高品質果実生産へ向けた意欲醸成を行い、産地全体の品質統一を図る。また、近年の異常気象によりハウス内が高温となるため、暑熱対策を検討し、安定した果実生産を進めていけるように支援する。